

大阪市西淀川区役所 西淀川区広報紙「きらり☆にしよど」広告 募集要項

※現在は「随時募集」となっています。 条件付き先着順での募集となって いますので、ご注意ください。

> 令和7年11月 大阪市西淀川区役所

民間企業等との協働により新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を 図ることを目的として、西淀川区広報紙「きらり☆にしよど」に広告枠を設け、次のとおり募集 します。

なお、現時点での募集形態は、一斉募集終了後の「随時募集」となっています。

1 募集媒体

- (1)名 称 西淀川区広報紙「きらり☆にしよど」
- (2) 形 状 タブロイド版、12ページ建て ※当区の都合により、ページ数が増減する場合があります。
- (3)発行部数 令和7年5月号~令和8年3月号 57,000部(予定) 令和8年4月号 58,000部(予定)
- (4)発行方法 ○毎月1日~5日の期間*に、当区内の各家庭及び事業所に<u>全戸配付</u> ○区内の<u>公共施設、駅等</u>に配架 ※年末年始等、一部配付日程が変更となる場合があります。

2 募集内容

(1) 掲載号

令和7年5月号~令和8年4月号

(2)掲載面と枠数

中 面 (2~8ページのうち3面): 最下段、1面あたり3枠(合計9枠)

- ※表紙面及び最終面の募集はありません。
- ※中面については、紙面構成や申込み状況により調整するため、掲載面の指定はできません。 ※同業者が同じ掲載面になる場合があります。
- (3) 広告のサイズ
 - ·1枠 縦54mm×横82mm
 - · 2枠 縦 5 4 mm×横 1 6 6 mm
 - · 3 枠 縦 5 4 mm×横 2 5 0 mm
- (4) 広告のデザイン等
 - ○刷り色 4色刷り(カラー) CMYK形式
 - ○フォント JIS規格約7ポイント(10級相当)を最小とします。ただし、特別な場合(表、リスト、地図等)は、JIS規格約5.5ポイント(8級相当)まで使用、可。
 - ○広告表記 広告原稿の右上又は左上に、罫線で囲み |広告| の表記を入れる。
 - ○特記事項 原稿作成にかかる一切の経費は、広告掲載申込者の負担です。

3 広告料

1か月あたりの広告料は次の通りです。

(税込)

掲載面	中面	最終面			
1 枠申込みの場合	22,000円	33,000円			
2枠申込みの場合	44,000円	66,000円			
3枠申込みの場合	66,000円	99,000円			

※最終面の広告枠は、一斉募集で既に決定しています。4月1日現在の受付可能場所は、 別表をご覧ください。

広告枠のイメージ(掲載面共通)



4 申込受付期間

先着順にて「随時募集」を行います。なお、「随時募集」の詳細は、別表「申込受付期間について」の通りです。

5 掲載できない広告

「大阪市広告掲載要綱」第4条及び「大阪市西淀川区広報紙・ホームページ広告掲載要領」第2条及び第3条の各号に該当するもの。

6 応募資格

次の要件をすべて満たす法人または個人に限り応募することができます。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 大阪市税の滞納がないこと。
- (3)暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。
 - ・暴力団排除のため個人情報を警察に照会することがあります。
 - ・暴力団排除のため団体の役員名簿等の提出を求めることがあります。
 - ・上記に掲げる者に該当する者と大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の

調査により判明した場合は、大阪市が大阪市暴力団排除条例及び大阪市契約関係暴力団 排除措置要綱に基づき、大阪市ホームページ等において、その旨を公表することがあり ます。

7 申込方法

随時募集の申込みにあたっては、「大阪市広告掲載要綱」及び「大阪市西淀川区広報紙・ホームページ広告掲載要領」を必ず参照してください。

別表の期間内に、「第1号様式(西淀川区広報紙「きらり☆にしよど」)広告掲載申込書」に必要 事項をご記入のうえ、広告原稿(出力見本)とともに、西淀川区役所区政企画課まで直接持参また は郵送、または電子メールでご提出ください。

○直接持参または郵送による申込みの宛先

大阪市西淀川区役所区政企画課

(〒555-8501 大阪市西淀川区御幣島1-2-10 西淀川区役所5階52番窓口)

○電子メールによる申込みの宛先

tk0011@city.osaka.lg.jp

- ※電話、ファックスによる受付は行いません。
- ※郵送の場合、受付期間内に必着分のみ有効とします。
- ※「第1号様式(西淀川区広報紙「きらり☆にしよど」)広告掲載申込書」は、必ず両面印刷した状態で提出してください。
- ※広告原稿(出力見本)については、提出するものと同じサイズとし、カラー印刷されたものを添付してください。
- ※審査上必要と認めるときは、追加の資料を求める時があります。

8 申込枠数

1か月あたり3枠まで申込み可能です。

9 広告掲載の決定方法

- ・「大阪市広告掲載要綱」及び「大阪市西淀川区広報紙・ホームページ広告掲載要領」に基づき申込内容を審査のうえ広告掲載者を決定し、「第2号様式(西淀川区広報紙「きらり☆にしよど」)広告掲載決定通知書」により通知します。
- ・同一面に申込みが重なった場合は、先着により決定します。

10 広告掲載者の手続き

- ・「第2号様式(西淀川区広報紙「きらり☆にしよど」)広告掲載決定通知書」を受け取られましたら、掲載決定の通知があった広告について、当区の指定する期日までに、<u>PDF形式(アウトライン化済み)</u>の広告原稿を、メールに添付して提出してください。メールの容量が9MBを越えるはご相談ください。
 - ※提出後は、必要に応じて校正を行っていただく場合があります。
 - ※当区では、広告原稿の編集は一切行いません。

- ・「第2号様式(西淀川区広報紙「きらり☆にしよど」)広告掲載決定通知書」を受け取られた後、 納入通知書にて広告料を期限までに一括前納していただきます。
 - ※納入通知書発行後のキャンセルはできません。

11 広告掲載の内容等変更・取下げ

掲載した広告内容の変更や掲出期間の変更、広告掲載の取下げについては書面にて受付します。

○広告内容の変更

広告内容の変更については、「第3号様式(西淀川区広報紙「きらり☆にしよど」)広報紙 広告掲載変更申込書」に必要事項を記入し、変更後の広告原稿を添付して提出してください。 変更の際は、「大阪市広告掲載要綱」及び「大阪市西淀川区広報紙・ホームページ広告掲 載要領」を再度ご確認ください。

○取下げ

広告掲出の取下げについては、「第3号様式(西淀川区広報紙「きらり☆にしよど」)広報 紙広告掲載変更申込書」に必要事項を記入し、取下げ理由書を添付して提出してください。 納入通知書発行後及び納付済みの広告料は返還いたしません。ただし、特段の理由がある ときは、その全部または一部を返還いたします。

12 広告掲載の取り消し

次のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消します。

- ・広告が、編集・発行上支障となるとき
- ・指定する期日までに、広告料の納付がないとき
- ・指定する期日までに、広告原稿の提出がないとき
- ・その他、必要と認めたとき

13 その他

内容について疑義が生じた場合や本募集要項に記載のない事項については、その都度、当区と広 告主双方協議のうえ決定します。

14 申込み・問合せ先

大阪市西淀川区役所 区政企画課 〒555-8501 大阪市西淀川区御幣島1-2-10 電話 06-6478-9683

メール tk0011@city.osaka.lg.jp

(別表) 申込受付期間について

「令和7年度一斉募集」終了後に空き枠が生じたため、次の日程で先着順にて随時募集します。

掲出号	申込締切日	広告原稿提出日				
令和7年 5 月号	令和7年 3月14日(金曜日)	令和7年 4月 4日(金曜日)				
令和7年 6 月号	令和7年 4月11日(金曜日)	令和7年 5月 9日(金曜日)				
令和7年 7 月号	令和7年 5月16日(金曜日)	令和7年 6月 6日(金曜日)				
令和7年 8 月号	令和7年 6月13日(金曜日)	令和7年 7月 4日(金曜日)				
令和7年 9 月号	令和7年 7月18日(金曜日)	令和7年 8月 8日(金曜日)				
令和7年10月号	令和7年 8月15日(金曜日)	令和7年 9月 5日(金曜日)				
令和7年11月号	令和7年 9月12日(金曜日)	令和7年10月 3日(金曜日)				
令和7年12月号	令和7年10月17日(金曜日)	令和7年11月 7日(金曜日)				
令和8年 1 月号	令和7年11月14日(金曜日)	令和7年12月 5日(金曜日)				
令和8年2月号	令和7年12月12日(金曜日)	令和8年 1月 5日(月曜日)				
令和8年 3 月号	令和8年 1月16日(金曜日)	令和8年 2月 6日(金曜日)				
令和8年 4 月号	令和8年 2月13日(金曜日)	令和8年 3月 6日(金曜日)				

令和7年10月30日現在の受付可能枠

	中面 (1 枠あたり 22,000 円)		中面 (1 枠あたり 22,000 円)		中面 (1 枠あたり 22,000 円)		最終面 (1 枠あたり 33,000 円)					
5月号												
6月号												
7月号												
8月号												
9月号												
10 月号												
11 月号												
12 月号												
1月号												
2月号												
3月号												
4月号						·						

※ の部分は、受付不可です。